

第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画 中間年の見直し(案)

見直しの経緯

「第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」(以下、「本計画」という。)は、平成27年度の子ども・子育て支援新制度の開始に伴い策定した、「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぐ計画として、令和2年度から6年度の5か年を計画期間として策定しました。

中間年の見直しは、本計画「第1章 4計画の期間」※1及び、国による「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」(以下、「国の基本指針」という。)※2に基づき行います。

見直しの内容については、「茅ヶ崎市子ども・子育て会議」及び「茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画推進会議」にて審議をしています。

※1 本計画「第1章 4計画の期間」

第2期茅ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画 (抜粋)

第1章 計画の策定にあたって

4 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は平成 27 年度から5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。本計画は、5年ごとに策定するものとされていることから、第2期計画として令和2年度から令和6年度までを計画期間とします。

なお、計画内容と実態がかけ離れた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

※2 国の基本指針(平成26年内閣府告示第159号)

国の基本指針(抜粋)

第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

六 その他

3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価
(略)

法の施行後、支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、二の2の(一)又は四の2の(一)により定めた当該認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、支給認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。都道府県においても、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直し状況等を踏まえ、必要な場合には、都道府県子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。なお、この場合において見直し後の子ども・子育て支援事業計画の期間は、当初の計画期間とすること。

見直しの対象及び市の対応

本計画のうち、見直しの対象とする項目は、次の2項目です。国の基本方針を踏まえ、各項目の見直しを行います。

1 第4章 施策の展開(重点事業/主な取り組み)《本計画 P.59～P.102 の一部》

(1) 概要

子育てのさまざまな課題の解決に向けて、6つの基本施策及び基本施策を実現するための24の施策の方向を設定し、市が取り組むべき主な個別事業を掲載しています。

(2) 見直しにおける国の基本方針

市が独自で本計画に盛り込んで知る項目であるため、方針は示されておりません。

(3) 市の対応

市の組織改正及び事業の終了により、担当課の名称や内容が変更となった事業について、変更内容を反映します。

2 第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策《本計画 P.103～P.138 の一部》

(1) 概要

市域内の各施設（認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業）において将来必要となる利用人数を見込む「量の見込み」及び、その受け皿となる確保量を示す「確保方策」を掲載しています。

併せて、地域の実情に応じて実施することとした「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」及び「確保方策」を掲載しています。

(2) 見直しにおける国の基本方針

支給認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、教育・保育の量の見込みと大きく乖離している場合、見直しを行うとともに、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについても、必要に応じて見直しを行うこととされています。

(3) 市の対応

計画と実態がかけ離れている数値があるため全体を通して、「量の見込み」及び「確保方策」の数値の見直しを行います。

見直しの内容

1. 施策の展開(重点事業/主な取り組み)《本計画 P.59～P.102 の一部》

本計画第4章「施策の展開」に係る見直しは次のとおりです。

(1) 事業名、担当課及び事業内容の見直し

組織改正に伴い担当課の名称、事業の対象者の名称を修正します。

本計画 該当頁	基本 施策	施策の 方向	事業名	担当課	事業内容
62	1	①	コーディネーター配置事業	福祉政策課	茅ヶ崎市社会福祉協議会の地区担当職員(コミュニティソーシャルワーカー)を中心に、地区ボランティアセンターと 地域福祉総合相談室(地域包括支援センター内)福祉総合相談担当 が地区支援チームを結成し、地区内の課題解決に取り組みます。
73	2	③	障害がい 児保育事業	保育課	保育士を手厚く配置すること等により、 障害がい のある子どもの保育体制をさらに充実させます。
78	3	①	障害児者等歯科保健事業	地域保健課	未熟児・慢性疾患児・ 障害がい 児の早期療育に関わり、う蝕(むし歯)予防や口腔機能発達支援の歯科相談を実施します。
82	3	④	乳幼児精密健康診査事業	健康増進課	乳幼児健康診査の結果、心身に疾病及び 障害がい の疑いがある子どもに対して、精密検査実施医療機関を紹介し、早期に精密検査を受けられるようにします。
85	4	②	都市計画道路の整備	道路建設課	都市計画道路 27 路線のうち主要な幹線を中心に整備し、子どもや妊婦、 障害がい 者を含むすべての人が安全で円滑に移動できる道路の整備を進めます。
85	4	②	歩道の整備	道路建設課/ 道路管理課	子どもや妊婦、 障害がい 者を含むすべての人が安全で円滑に移動できる歩道の整備を進めます。
86	4	③	インターネット有害情報監視事業 ネットパトロール事業	青少年課	インターネット(携帯電話)の普及による、出会い系サイトや学校裏サイト等による犯罪、被害を防止するため、学校、青少年育成団体、地域等と連携を図り、キャンペーンの実施などの啓発を進めます。
92 97	5 6	② ①	生活困窮者自立支援事業(子ども健全育成推進事業)	生活支援課 福祉政策課	【内容】①高校進学への動機付け、高校進学に関する的確な情報提供や学習支援を行います。②他者との関係が希薄な生徒への「居場所」を提供し、社会性を身につかせひきこもり不登校等を未然に防ぎます。③各種生活保護制度の説明を行います。(生活扶助、学習支援費、高校進学後のアルバイトの取扱)
94	5	③	児童発達支援(児童発達支援センター含む)	障害福祉課 障害がい福祉課	未就学の 障害がい 児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。児童発達支援には児童発達支援センターと児童発達支援事業があります。
94	5	③	放課後等デイサービス	障害福祉課 障害がい福祉課	就学中の 障害がい 児に、授業終了後または夏休み等の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
94	5	③	重度障害者医療費助成事業	障害福祉課 障害がい福祉課	重度障害がい 者の健康の保持や増進を図るため、医療費の保険診療の自己負担分を助成します。対象者は次のいずれかに該当する方です(新規申請は 65 歳未満)。身体障害者手帳1、2級の人。療育手帳A1、A2の人。身体障害者手帳3級かつ療育手帳B1の人。精神障害者保健福祉手帳1級の人。
94	5	③	(国手当)障害児福祉手当の支給	障害福祉課 障害がい福祉課	障害がい 児の自立と社会参加を促進するため支給します。
94	5	③	(県手当)在宅重度障害者等手当の支給	障害福祉課 障害がい福祉課	障害がい 児(者)の自立と社会参加を促進するため支給します。
94	5	③	(市手当)重度障害者福祉手当の支給	障害福祉課 障害がい福祉課	障害がい 児(者)の自立と社会参加を促進するため支給します。
95	5	③	特別な配慮を要する子どもの就学相談	学校教育指導課	特別な配慮を要する子どもに最も適した教育の場を提供する相談事業を推進します。児童・生徒の 障害がい は多様化、重度化の傾向にあり、きめ細かな対応ができるよう充実します。

95	5	③	発達障害がいのある児童・生徒に対する教育支援体制整備	学校教育指導課	小中学校の通常級に在籍する 発達障害がいの ある児童・生徒一人一人の教育的ニーズに対応した教育の実現を目指し、特別支援教育巡回相談を推進します。
95	5	③	相談支援事業	障害福祉課 障がい福祉課	障害がいの者 からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、 障害がいの者等 が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。
95	5	③	日中一時支援事業	障害福祉課 障がい福祉課	障害がいの者 の日中活動の場の確保や介護者の就労、レスパイト(休息)を支援します。
95	5	③	短期入所事業	障害福祉課 障がい福祉課	自宅で介護を行う人が病気の場合など、短期間施設で介護などを行います。
95	5	③	移動支援事業	障害福祉課 障がい福祉課	屋外での移動に困難がある 障害がいの者 に外出のための支援を行うことにより、 障害がいの者 の自立と社会参加の促進をします。
95	5	③	障害児(者)のためのSOSネットワーク事業	障害福祉課 障がい福祉課	障害がいの者 が行方不明となった場合に関係機関が連携し、早期発見、保護し、家族の不安を和らげるためのネットワーク事業を展開します。
95	5	③	育成医療給付事業	子育て支援課	障害者総合支援法に基づき、 障害がいの ある児童が自立した日常生活または社会生活を営むため、 障害がいの 除去ないし軽減を目的とした医療給付を行います。
95	5	③	特別児童扶養手当の支給	子育て支援課	指定の 障害がいの に該当する20歳未満の 障害がいの児 を養育している場合、所得により支給します。
95	5	③	居宅介護事業	障害福祉課 障がい福祉課	自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行います。
100	6	②	生活困窮者自立支援事業	生活支援課 福祉政策課	生活困窮者からの相談を聞き取り、課題を把握します。自立のための方策を検討し、必要に応じて生活困窮者の支援プランを策定します。
101	6	③	生活困窮者自立支援事業(自立相談支援事業における就労支援)	生活支援課 福祉政策課	自立支援相談相談支援員 と 就労支援相談員 が連携し、相談者の就労支援阻害要因の解消を図ります。求人情報の提供や就労に関する支援を実施し、必要に応じてハローワークへ支援要請を行い、ハローワークと共同で就労支援を行います。

本計画の文中等に掲載の「障害」という表記についても、法令等に関する名称を除き、全て「障がい」に修正します。

(2) 実施が終了した事業

事業が終了した事業について、その旨を記載します。

本計画 該当頁	基本 施策	施策の 方向	事業名	担当課	備考
61 100	1 6	① ②	地域福祉総合相談室設置運営事業 地域福祉総合相談室設置運営事業(再掲)	福祉政策課	令和3年度に事業終了
67	1	④	子育て世代のための生涯学習交流サロン運営事業	文化生涯学習課	令和2年度に事業終了
98	6	①	中学生の学習支援	学校教育指導課	「学校運営協議会制度の設置・活用の推進」の一部に当該事業が含まれるため個別事業としては終了。

2. 教育・保育の量の見込みと確保方策 《本計画 P.103～P.138 の一部》

本計画「第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策」における見直しの考え方については、国の基本方針では、計画と実績が大きく乖離している場合（おおよそ10%以上）は見直しの必要があるとされています。

計画値と実績を比較すると大きな乖離がみられる箇所があるため、大きな乖離がない項目も含め全体的に数値の見直しを行います。

(1) 「3 認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業」の量の見込みと確保方策の見直し 【本計画 P.111】

① 就学前児童数の推計

量の見込みと確保方策の見直しにあたり、就学前児童数の分析を行いました。その結果、計画策定時における推計が実績と大きな乖離がみられたため、全体的に推計児童数の見直しを行いました。児童数は全年齢区分において下方修正となりますが、令和3年度から4年度にかけて0歳児が増加した影響により、令和6年度の1、2歳児のみ増加が見込まれます。

【参考 就学前児童数の推計】

《就学前児童数》

【単位:人】

計画値と実績		R2	R3	R4	見直し前後の計画値		R5	R6
0歳	計画値	1,801	1,780	1,762	0歳	見直し前	1,738	1,716
	実績	1,617	1,546	1,591		見直し後	1,586	1,560
	増減	▲184	▲234	▲171		増減	▲152	▲156
	乖離	-10.2%	-13.1%	-9.7%		乖離	-8.7%	-9.1%
1・2歳	計画値	3,775	3,731	3,698	1・2歳	見直し前	3,659	3,615
	実績	3,761	3,500	3,349		見直し後	3,298	3,324
	増減	▲14	▲231	▲349		増減	▲361	▲291
	乖離	-0.4%	-6.2%	-9.4%		乖離	-9.9%	-8.0%
3～5歳	計画値	6,035	5,996	5,958	3～5歳	見直し前	5,819	5,748
	実績	6,028	5,962	5,915		見直し後	5,661	5,423
	増減	▲7	▲34	▲43		増減	▲158	▲325
	乖離	-0.1%	-0.6%	-0.7%		乖離	-2.7%	-5.7%

② 教育・保育の「量の見込み」の見直し【本計画P.111の表中「量の見込み（A）」】

量の見込みについて、令和2、3、4年度における計画値と実績を比較すると、「2号認定（幼稚園希望）」に大きな乖離がみられ、その他の分類も若干の乖離があることから、全体的に見直しを行います。

各認定区分における意向率*及び実人数の増減の実績を踏まえ、令和5年度、6年度の量の見込みを見直しました。

就学前児童数の推計値は全年齢で下方修正しましたが、「2号認定幼稚園希望」と「3号認定1・2歳」の見込み量は、意向率が上昇した影響で上方修正となります。

※ 意向率…人口に対し幼稚園若しくは保育所等の利用希望者の割合。

《量の見込み》

【単位:人】

計画値と実績		R2	R3	R4	見直し前後の計画値		R5	R6
1号認定 3～5歳	計画値	3,158	3,025	2,893	1号認定 3～5歳	見直し前	2,716	2,575
	実績	3,034	2,896	2,802		見直し後	2,637	2,482
	乖離	-3.9%	-4.3%	-3.1%		差	▲79	▲93
2号認定 (幼稚園希望) 3～5歳	計画値	349	347	345	2号認定 (幼稚園希望) 3～5歳	見直し前	337	333
	実績	354	409	454		見直し後	506	561
	乖離	1.4%	17.9%	31.6%		差	169	228
2号認定 (上記以外) 3～5歳	計画値	2,528	2,624	2,720	2号認定 (上記以外) 3～5歳	見直し前	2,766	2,840
	実績	2,585	2,675	2,762		見直し後	2,518	2,381
	乖離	2.3%	1.9%	1.5%		差	▲248	▲459
3号認定 1・2歳	計画値	1,657	1,703	1,753	3号認定 1・2歳	見直し前	1,799	1,841
	実績	1,739	1,753	1,838		見直し後	1,925	2,040
	乖離	4.9%	2.9%	4.8%		差	126	199
3号認定 0歳	計画値	298	304	310	3号認定 0歳	見直し前	314	319
	実績	285	295	289		見直し後	302	313
	乖離	-4.4%	-3%	-6.8%		差	▲12	▲6

(参考) 本計画に掲載の認定区分

1号	年齢	3～5歳
	対象施設	認定こども園、幼稚園(新制度、新制度未移行)
	要件等	保育を必要としない子ども
2号	年齢	3～5歳
	対象施設	認定こども園、認可保育所、幼稚園(新制度、新制度未移行)と預かり保育の併用
	要件等	保育を必要とする子ども
3号	年齢	0～2歳
	対象施設	認定こども園、認可保育所、地域型保育事業等
	要件等	保育を必要とする子ども

③ 教育・保育の「確保方策」の見直し【本計画 P.1 1 1 の表中「確保方策 (B)」】

確保方策について、令和2、3、4年度における実績を勘案して、確保すべき人数の見直しを行います。

《確保方策》

【単位:人】

計画値と実績		R2	R3	R4
1号認定 3～5歳	計画値	3,451	3,376	3,316
	実績	3,079	3,125	3,125
	乖離	▲372	▲251	▲191
2号認定 (幼稚園希望) 3～5歳	計画値	269	269	269
	実績	372	474	474
	乖離	103	205	205
2号認定 (上記以外) 3～5歳	計画値	2,390	2,604	2,737
	実績	2,415	2,528	2,654
	乖離	25	▲76	▲83
3号認定 1・2歳	計画値	1,519	1,587	1,647
	実績	1,519	1,589	1,588
	乖離	0	2	▲59
3号認定 0歳	計画値	361	361	361
	実績	361	357	357
	乖離	0	▲4	▲4

見直し前後の計画値		R5	R6
1号認定 3～5歳	見直し前	3,256	3,220
	見直し後	3,125	3,065
	差	▲131	▲155
2号認定 (幼稚園希望) 3～5歳	見直し前	269	269
	見直し後	474	474
	差	205	205
2号認定 (上記以外) 3～5歳	見直し前	2,845	2,929
	見直し後	2,655	2,715
	差	▲190	▲214
3号認定 1・2歳	見直し前	1,675	1,707
	見直し後	1,589	1,729
	差	▲86	22
3号認定 0歳	見直し前	360	360
	見直し後	360	359
	差	0	▲1

④ 定員の弾力化による確保量の見直し【本計画 P.1 1 1 の表中「定員の弾力化による確保量 (D)」】

令和元年度の実績を基に設定していた弾力化の人数を、各施設の面積要件上、受け入れ可能な人数に見直します。

【単位:人】

	計画値				
	R2	R3	R4	R5	R6
2号認定 (3～5歳)	177	177	177	177	177
3号認定 (1・2歳)	71	71	71	71	71
3号認定 (0歳)	4	4	4	4	4



見直し後	
R5	R6
137	137
155	155
0	0

⑤ 見直し後の量の見込みと確保方策（比較）

①から④までの見直しを踏まえ、「量の見込みと確保方策 令和2～6年度 総括」を次のとおりとします。【本計画P.111】

■量の見込み(A)

【単位：人】

教育・保育事業		実績			見直し後の量の見込み	
		R2	R3	R4	R5	R6
1号認定	3～5歳	3,034	2,896	2,802	2,637	2,482
2号認定（幼稚園希望）	3～5歳	354	409	454	506	561
2号認定（上記以外）	3～5歳	2,585	2,675	2,762	2,518	2,381
3号認定	1・2歳	1,739	1,753	1,838	1,925	2,040
3号認定	0歳	285	295	289	302	313

■確保方策(B)

【単位：人】

教育・保育事業		R2.3実績/R4実績・一部見込			見直し後の確保方策	
		R2	R3	R4	R5	R6
1号認定	3～5歳	3,079	3,125	3,125	3,125	3,065
2号認定（幼稚園希望）	3～5歳	372	474	474	474	474
2号認定（上記以外）	3～5歳	2,415	2,528	2,654	2,655	2,715
3号認定	1・2歳	1,519	1,589	1,588	1,589	1,729
3号認定	0歳	361	357	357	360	359

■定員の弾力化（超過数）(C)

【単位：人】

教育・保育事業		計画値			定員の弾力化（見直し後）	
		R2	R3	R4	R5	R6
1号認定		-	-	-	-	-
2号認定	3～5歳	177	177	177	137	137
3号認定	1・2歳	71	71	71	155	155
3号認定	0歳	4	4	4	0	0

■過不足（A-B+C）

【単位：人】

教育・保育事業		実績と計画掲載値との比較			見直し後の過不足	
		R2	R3	R4	R5	R6
1号認定	3～5歳	45	229	323	488	584
2号認定	3～5歳	25	95	89	242	385
3号認定	1・2歳	-149	-93	-179	-181	-156
3号認定	0歳	80	66	72	59	47

(2) 「4 地域子ども・子育て支援事業」の量の見込みと確保方策の見直し【本計画 P.123～P.138】

「4 地域子ども・子育て支援事業」においても、令和2、3年度の計画値と実績が大きく乖離している事業については、見直しを検討しました。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業の実施に影響があったものについては、乖離している現状のみをもって見直しは行いません。

①時間外保育事業 見直しの有無：あり 【担当課：保育課】 本計画 P.123

実績に基づき見直しを行います。

		計画値と実績の比較		見直し前後の計画値		
		R2	R3	R5	R6	
量の見込み (実人数：人)	計画値	1,952	1,973	計画値	2,124	2,177
	実績	2,141	2,541	見直し後	2,541	2,541
	乖離(%)	9.7%	28.8%	差	417	364
確保方策	全認可保育所等					

②放課後児童健全育成事業 見直しの有無：あり 【担当課：保育課】 本計画 P.124

実績に基づき見直しを行います。

		計画値と実績の比較		見直し前後の計画値		
		R2	R3	R5	R6	
量の見込み (児童数：人)	計画値	1,960	2,054	計画値	2,252	2,284
	実績	2,003	1,950	見直し後	2,067	2,072
	乖離(%)	2.2%	-5.1%	差	▲185	▲212
確保方策 (児童数：人)	計画値	1,927	2,075	計画値	2,165	2,255
	実績	1,928	1,986	見直し後	2,043	2,088
	乖離(%)	0.1%	-4.3%	差	▲122	▲167

③子育て短期支援事業（ショートステイ） 見直しの有無：なし 【担当課：子育て支援課】 本計画 P.126

計画値と実績に大きな乖離がみられないため、見直しは行いません。

		計画値と実績の比較		見直し前後の計画値		
		R2	R3	R5	R6	
量の見込み (延べ人数：人日)	計画値	224	222	計画値	217	214
	実績	215	211	見直し後	-	-
	乖離(%)	-4.0%	-5.0%	差	-	-
確保方策 (延べ人数：人日)	計画値	320	320	計画値	320	320
	実績	320	320	見直し後	-	-
	乖離(%)	0%	0%	差	-	-
確保方策 (実施箇所数)	計画値	1	1	計画値	1	1
	実績	1	1	見直し後	-	-
	乖離(%)	0%	0%	差	-	-

④地域子育て支援拠点事業 見直しの有無：なし【担当課：子育て支援課】 本計画 P.127

新型コロナウイルス感染症の影響により、実績値に基づく見直しが困難であることや、量の見込みに対し十分な確保方策が取れていることから見直しは行いません。

		計画値と実績の比較		見直し前後の計画値	
		R2	R3	R5	R6
量の見込み (延べ人数：人日)	計画値	32,363	31,986	計画値	31,324
	実績	8,439	17,085	見直し後	-
	乖離(%)	-73.9%	-46.6%	差	-
確保方策 (実施箇所数)	計画値	5	5	計画値	5
	実績	5	5	見直し後	-
	乖離(%)	0%	0%	差	-

⑤一時預かり事業（幼稚園型） 見直しの有無：あり【担当課：保育課・県私学振興課】 本計画 P.128

実績に基づき見直しを行います。

		計画値と実績の比較		見直し前後の計画値	
		R2	R3	R5	R6
量の見込み (延べ人数：人日)	計画値	29,137	29,252	計画値	29,374
	実績	23,632	41,995	見直し後	41,466
	乖離(%)	-18.9%	-43.6%	差	12,092
確保方策 (延べ人数：人日)	計画値	89,298	89,298	計画値	89,298
	実績	-	-	見直し後	100,908
	乖離(%)	-	-	差	11,610

⑥一時預かり事業（幼稚園型以外） 見直しの有無：あり【担当課：保育課】 本計画 P.129

実績に基づき見直しを行います。

		計画値と実績の比較		見直し前後の計画値	
		R2	R3	R5	R6
量の見込み (延べ人数：人日)	計画値	12,599	12,914	計画値	13,568
	実績	9,839	9,410	見直し後	9,839
	乖離(%)	-21.9%	-27.1%	差	▲3,729
確保方策 (延べ人数：人日)	計画値	30,820	30,820	計画値	30,820
	実績	-	-	見直し後	-
	乖離(%)	-	-	差	-

⑦病児保育事業（病児・病後児保育事業） 見直しの有無：なし【担当課：保育課】 本計画 P.130

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用実績が激減しており実績値に基づく見直しが困難であることや、量の見込みに対し十分な確保方策が取れていることから見直しは行いません。

		計画値と実績の比較				見直し前後の計画値	
		R2	R3			R5	R6
量の見込み (延べ人数：人日)	計画値	240	246	⇨	計画値	258	265
	実績	31	107		見直し後	-	-
	乖離(%)	-87.1%	-56.5%		差	-	-
確保方策 (延べ人数：人日)	計画値	720	720	⇨	計画値	720	720
	実績	-	-		見直し後	-	-
	乖離(%)	-	-		差	-	-
確保方策 (実施箇所数：箇所)	計画値	1	1	⇨	計画値	1	1
	実績	-	-		見直し後	-	-
	乖離(%)	-	-		差	-	-

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（小学生のみ） 見直しの有無：なし

【担当課：子育て支援課】 本計画 P.131

令和2年度の乖離は新型コロナウイルス感染症の影響によるものと考えられ、3年度は大きな乖離がみられないため見直しは行いません。

		計画値と実績の比較				見直し前後の計画値	
		R2	R3			R5	R6
量の見込み (延べ人数：人日)	計画値	3,135	3,094	⇨	計画値	3,054	3,000
	実績	2,518	2,996		見直し後	-	-
	乖離(%)	-19.7%	-3.2%		差	-	-
確保方策 (延べ人数：人日)	計画値	3,700	3,700	⇨	計画値	3,700	3,700
	実績	-	-		見直し後	-	-
	乖離(%)	-	-		差	-	-

⑨利用者支援事業 見直しの有無：なし【担当課：子育て支援課・健康増進課】 本計画 P.133

計画値と実績に大きな乖離がみられないため、見直しは行いません。

		計画値と実績の比較				見直し前後の計画値	
		R2	R3			R5	R6
量の見込み (施設数：箇所数)	計画値	3	3	⇨	計画値	3	3
	実績	3	3		見直し後	-	-
	乖離(%)	0%	0%		差	-	-
確保方策 (施設数：箇所数)	計画値	3	3	⇨	計画値	3	3
	実績	3	3		見直し後	-	-
	乖離(%)	0%	0%		差	-	-

⑩乳児家庭全戸訪問事業 見直しの有無：あり【担当課：健康増進課】 本計画 P.134

実績に基づく見直しを行います。

		計画値と実績の比較		見直し前後の計画値	
		R2	R3	R5	R6
量の見込み (施設数：か所数)	計画値	1,780	1,765	計画値	1,730
	実績	1,589	1,486	見直し後	1,504
	乖離(%)	-10.7%	-15.8%	差	▲201
確保方策 (実施体制)	保健師・助産師等の専門職員や主任児童委員が、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭へ訪問します。				

⑪養育支援訪問事業 見直しの有無：なし【担当課：こども育成相談課】 本計画 P.135

令和2年度、3年度は新型コロナウイルス感染症の影響により訪問件数が激減しており、実績に基づく見直しが困難であることや、令和5年度以降は令和元年度の水準（85件）に近づくことが考えられるため見直しは行いません。

		計画値と実績の比較		見直し前後の計画値	
		R2	R3	R5	R6
量の見込み (施設数：か所数)	計画値	75	75	計画値	75
	実績	41	4	見直し後	-
	乖離(%)	-45.4%	-94.7%	差	-
確保方策 (実施体制)	保健師・家庭児童相談員の継続訪問による育児相談等の支援。ヘルパー(委託)による家事・育児の援助。				

⑫妊婦健康診査 見直しの有無：あり【担当課：健康増進課】 本計画 P.136

実績に基づく見直しを行います。

		計画値と実績の比較		見直し後の計画値	
		R2	R3	R5	R6
量の見込み (届出数：人)	計画値	1,820	1,800	計画値	1,765
	実績	1,509	1,575	見直し後	1,571
	乖離(%)	-17.1%	-12.5%	差	▲194
量の見込み (受診数：件)	計画値	21,112	20,880	計画値	20,474
	実績	18,660	18,825	見直し後	19,237
	乖離(%)	-19.7%	-9.9%	差	▲1,237
確保方策 (実施体制)	神奈川県産婦人科医会が委託している医療機関及び市が委託している助産所で健康診査を受ける際に、健康診査費用の負担の軽減を受けることができます。 市ホームページ・広報紙を活用し、妊娠届出申請を早期にすることを勧め、健康診査費用の助成があることや妊娠期からの健康管理の必要性について周知をしていきます。				